

第四十号議案

江戸川区立コミュニティ会館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年九月二十七日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立コミュニティ会館条例の一部を改正する条例
江戸川区立コミュニティ会館条例（昭和五十九年三月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中平井コミュニティ会館の項の次に次のように加える。

長島桑川コミュニティ会館	江戸川区東葛西五丁目三一番一八号
--------------	------------------

別表中平井コミュニティ会館の項の次に次のように加える。

ニ テ イ 会 館					
和	音	集 会 室			
		第 四	第 三	第 二	第 一
室	楽 室				
四〇〇円	四〇〇円	二〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	四〇〇円

1

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、

2

長島桑川コミュニティ会館の利用手続その他利用のための必要な準備は、こ

の

条例

の

施行

の

日

前

に

お

い

て

も

行

う

こ

と

が

で

き

る

。

長 島 桑 川 コ ミ ュ						
健 康 ス タ ジ オ	レ ク リ エ ー シ ヨ ン ホ ー ル		ス ポ ー ツ ル ー ム			
	貸切りの場合 一時間単位	貸切りでない場合 二時間単位	貸切りの場合 一時間単位	貸切りでない場合 二時間単位	小・中学生	一般（高校生以上）
一、〇〇〇円	六〇〇円	一〇〇円	七〇〇円	一〇〇円	無料	無料

（説明）

長島桑川コミュニティ会館を設置し、当該施設の使用料を定める必要があるの
で、本案を提出いたします。